

選挙運動費用に関する公費負担 (選挙公営)制度について

令和7年6月 作成

和歌山県総務部総務管理局市町村課
和歌山県選挙管理委員会

目次

<総論>

選挙運動費用に関する公費負担(選挙公営)制度の目的	3
選挙運動費用に関する公費負担(選挙公営)制度の種類	4~6
公費負担の考え方(上限額について)	7
公費負担の仕組み(有償契約を締結する場合)	8

<各論>

主な公費負担制度に関する公費負担基準と請求書の記載方法		
【選挙運動用自動車の借上・運転手の雇用】	10~13
【選挙運動用自動車の燃料】	14~16
【選挙運動用ポスターの作成】	17~19
【選挙運動用ビラの作成】	20~22
【選挙運動用通常葉書の作成・郵送】	23~27
【立札及び看板の類の作成】	28~30
【政見の録音又は録画】	31~33

<問い合わせ先>	34
----------	-------	----

總論

選挙運動費用に関する公費負担(選挙公営)制度の目的

国や地方公共団体が候補者の選挙運動の費用を負担する制度

公費負担制度で実現

金のかからない
選挙

選挙運動の
機会均等

- ◆ 供託金が没収された場合(得票数が一定の数に達しないとき)は、公費負担を受けることができない費用があります。

選挙運動費用に関する公費負担(選挙公営)制度の種類

選挙運動費用に関する公費負担制度については、公職選挙法で上限額等の基準が決められています。

①選挙運動用自動車の使用(ハイヤー契約の場合)

上限額=1日あたり64,500円

②選挙運動用自動車の使用(レンタカー契約の場合)

自動車の借入(1日1台に限る) 上限額=1日あたり16,100円

運転手の雇用(1日1人に限る) 上限額=1日あたり12,500円

燃料代 上限額=7,700円×選挙運動日数

③選挙運動用ポスターの作成

作成枚数の上限数=選挙区のポスター掲示場数×2

作成単価の上限額=選挙区のポスター掲示場数から算出

④ 選挙運動用ビラの作成

作成枚数の上限数 = 11.5万枚 (公職選挙法第142条に定める枚数)

作成単価の上限額 = 5万枚以下 1枚当たり8円38銭

5万枚を超える場合 ビラ作成枚数から算出

⑤ 選挙運動用通常葉書の作成

作成枚数の上限数 = 3.75万枚 (公職選挙法第142条に定める枚数)

作成単価の上限額 = 3万5千枚以下 1枚当たり8円62銭

3万5千枚を超える場合 葉書作成枚数から算出

⑥ 立札・看板の類の作成 (選挙事務所・選挙運動用自動車・個人演説会場)

選挙事務所	上限枚数 = 3枚	上限単価 = 61,379円
-------	-----------	----------------

選挙運動用自動車	上限枚数 = 4枚	上限単価 = 58,114円
----------	-----------	----------------

個人演説会場	上限枚数 = 5枚	上限単価 = 44,403円
--------	-----------	----------------

⑦政見の録音又は録画(持ち込みビデオ方式の場合)

録音等公営限度額	録音(1種類につき)=226,000円
	録画(1種類につき)=2,873,000円
複製公営限度額	録音(1種類につき)=2,000円
	録画(1種類につき)=34,000円

⑧その他

- 個人演説会の公営施設の利用
- 選挙運動用通常葉書の郵送費用
- 特殊乗車券の交付(公共交通機関の利用)
- 選挙運動用の新聞広告掲載費用
- 選挙運動用の政見放送費用

※契約書は実態に則して作成し、県選挙管理委員会が例示した様式で対応できない場合は、見積書を添付するなどして、実態と整合するようにしてください。

※一般運送契約(ハイヤー契約)による選挙運動用自動車の借上と、ハイヤー契約に基づかない車両の借上、運転手の雇用及び燃料代に関する公費負担の制度は併用できません。

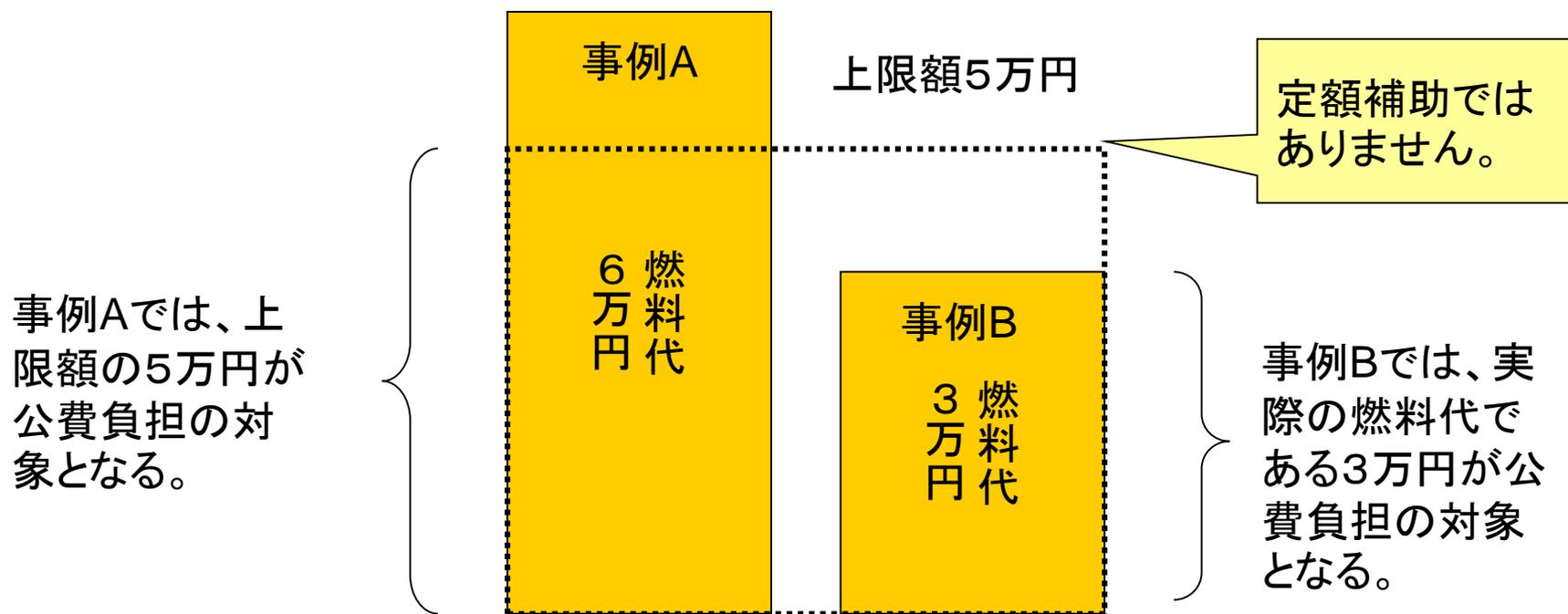
※運転手の雇用について、法人と運転手派遣契約を結ぶ場合は、公費負担は受けられません。

※上記のうち、供託金没収者は公費負担されないものがあります。

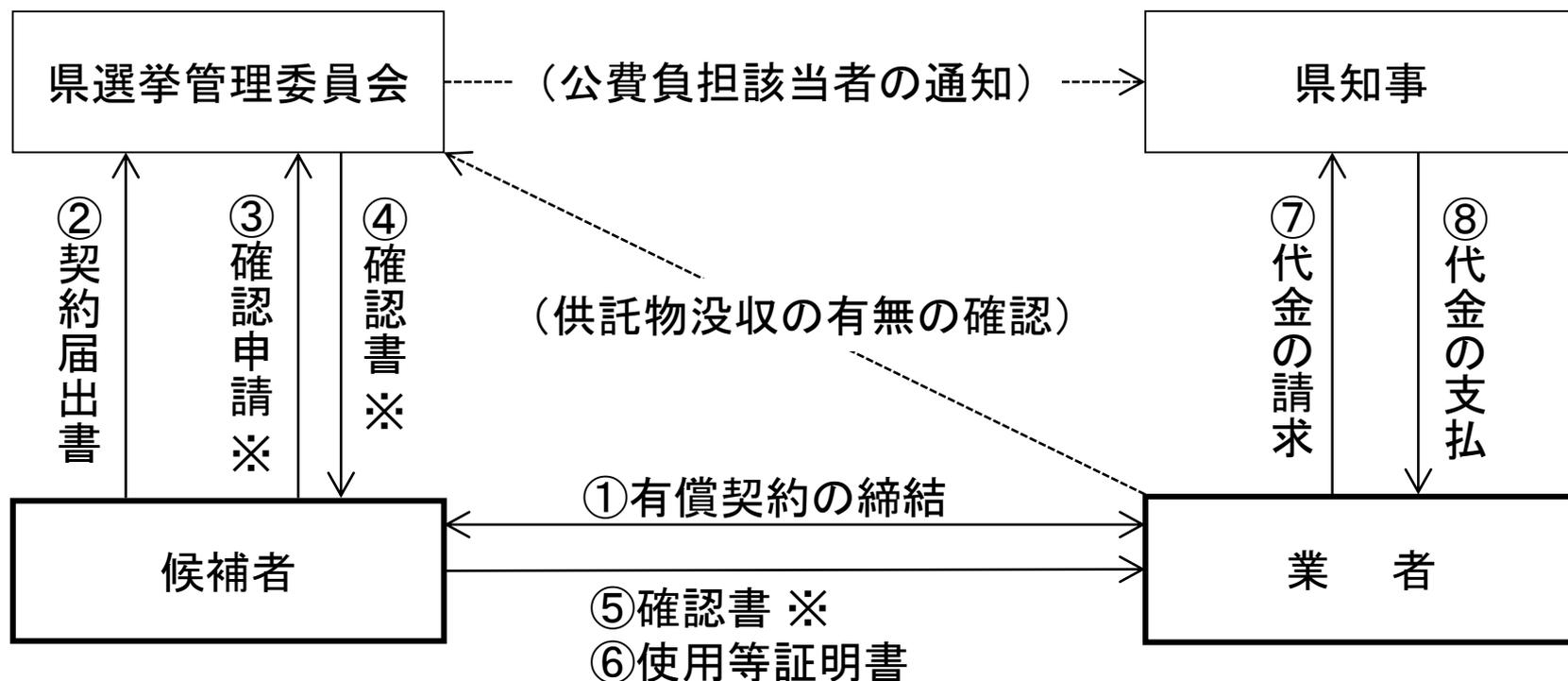
公費負担の考え方(上限額について)

国や、県が選挙運動費用の公費負担を行う制度で、上限額を定額で交付するのではなく、上限額の範囲内で実際に要した費用を交付する制度です。

◆たとえば選挙運動用自動車の燃料代で、上限額が5万円の場合



公費負担の仕組み（有償契約を締結する場合）



(注) 上の表は事務の流れの概略を示したものであり、公費負担の対象となる契約種別ごとに必要書類や添付資料が異なります。

※印は金額や作成枚数等の確認が必要な場合の手続です。

各論

主な公費負担制度に関する公費負担基準と請求書の記載方法

選挙運動用自動車の上 運転手の雇用

車両の借上・運転手雇用の上限額(選挙運動用自動車)

※「1日あたりの金額」について上限額があります。

車両の借上形態により、次のとおり上限額があります。

＜ハイヤー契約に基づく場合＞

◆車両の借上費用(運転手・燃料代含む。)

1候補者につき1日1台で、64,500円

＜ハイヤー契約に基づかない場合＞

◆車両の借上費用

1候補者につき1日1台で、16,100円

◆運転手の雇用

1候補者につき1日1人で、12,500円

別途、運転手の雇用
や燃料代が発生する
ことはありません。

※公費負担の対象期間は、選挙運動期間のみです。

※ハイヤー契約の場合の注意事項

道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者と契約してください。ハイヤー契約に基づかない車両の借上、運転手雇用及び燃料代の公費負担制度を併用することはできません。

※レンタカー借上の場合の注意事項

レンタカー業の許可を受けた者から借りるよう運輸支局の要望があります。

請求書の記載例(選挙運動用自動車の借上)

請求書

(選挙運動用自動車の使用)

〔一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用〕

公職選挙法施行令第109条の4第2項の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和〇年〇月〇日 ← 選挙期日以降の日付か確認

和歌山県知事 様

契約書記載内容と同じ

※選挙運動期間
立候補の届出の日から
選挙期日の前日まで

住所並びに法人
表者の氏名

和歌山市〇〇町〇丁目〇〇

株式会社〇〇
代表取締役 〇〇〇〇
(記名押印又は自署)

記

1 請求金額 (例) 136,000円

2 内訳
請求内訳書のとおり

選挙期日を記入

3 令和〇年〇月〇日執行 参議院議員通常選挙 (和歌山県選挙区)

4 候補者の氏名 和歌山 太郎

5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名	〇〇銀行	本支店名	△△支店
預金種別	① 普通 2 当座 3 別段	口座番号	〇〇〇〇〇
フリガナ 口座名	カブシキガイシャ〇〇 ダイヒョウトリシマリヤク〇〇〇〇 株式会社 〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇		

選挙運動期間内
(※) に限ります。

転記

備考 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(自動車)とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
2 候補者が供託物を没収された場合には、和歌山県に支払を請求することはできません。
～省略～

(公-18)

請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

(1) 自動車の借入れ

選挙運動期間内であること

「借入れ金額(イ)」と「基準限度額(ロ)」を比較して、少ない方を「請求金額」に記入

使用年月日	借入れ金額(イ)	基準限度額(ロ)	請求金額	備考
令和〇年〇月〇日	(例) 8,000円	16,100円	(例) 8,000円	
令和〇年〇月〇日	(例) 8,000円	16,100円	(例) 8,000円	
令和〇年〇月〇日	(例) 8,000円	16,100円	(例) 8,000円	
令和〇年〇月〇日	(例) 8,000円	16,100円	(例) 8,000円	
令和〇年〇月〇日	(例) 8,000円	16,100円	(例) 8,000円	
令和〇年〇月〇日	(例) 8,000円	16,100円	(例) 8,000円	
令和〇年〇月〇日	(例) 8,000円	16,100円	(例) 8,000円	
令和〇年〇月〇日	(例) 8,000円	16,100円	(例) 8,000円	
令和〇年〇月〇日	(例) 8,000円	16,100円	(例) 8,000円	
令和〇年〇月〇日	(例) 8,000円	16,100円	(例) 8,000円	
令和〇年〇月〇日	(例) 8,000円	16,100円	(例) 8,000円	
計			(例) 136,000円	

契約書の1日あたりの金額を転記

比較して低い方を請求額とする

表面の請求金額と同額か確認

備考 「請求金額」欄には、(イ)又は(ロ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

(公-19)

請求書の記載例(運転手の雇用)

請求書 (選挙運動用自動車の使用) 【運転手の雇用】

公職選挙法施行令第109条の4第2項の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和〇年〇月〇日 ← 選挙期日以降の日付か確認

和歌山県知事 様

契約書記載内容と同じ

※選挙運動期間
立候補の届出の日から
選挙期日の前日まで

に法人
名
◇町◇丁目◇
自署)

- 請求金額 (例) 204,000 円
- 内訳
請求内訳書のとおり
- 令和〇年〇月〇日執行 参議院議員通常選挙 (和歌山県)
- 候補者の氏名 和歌山 太郎
- 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名	〇〇銀行	支店名	△△支店
預金種別	① 普通 2 当座 3 別段	口座番号	〇〇〇〇〇
フリガナ 口座名	△△△△ △△△△		

- 備考 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(運転手)とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を授けられた場合には、和歌山県に支払を請求することはありません。
- 3 契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。(公-20)

請求内訳書 (一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合) (3) 運転手

選挙運動期間中に選挙運動用自動車を運転した日

「報酬(イ)」と「基準限度額(ロ)」を比較して、少ない方を「請求金額」に記入

雇用年月日	報酬(イ)	基準限度額(ロ)	請求金額	備考
令和〇年〇月〇日	(例) 12,000 円			
令和〇年〇月〇日	(例) 12,000 円			
令和〇年〇月〇日	(例) 12,000 円	12,500円	(例) 12,000円	
令和〇年〇月〇日	(例) 12,000 円	12,500円	(例) 12,000円	
令和〇年〇月〇日	(例) 12,000 円	12,500円	(例) 12,000円	
令和〇年〇月〇日	(例) 12,000 円	12,500円	(例) 12,000円	
令和〇年〇月〇日	(例) 12,000 円	12,500円	(例) 12,000円	
令和〇年〇月〇日	(例) 12,000 円	12,500円	(例) 12,000円	
令和〇年〇月〇日	(例) 12,000 円	12,500円	(例) 12,000円	
令和〇年〇月〇日	(例) 12,000 円	12,500円	(例) 12,000円	
令和〇年〇月〇日	(例) 12,000 円	12,500円	(例) 12,000円	
計			(例) 204,000円	

契約書の1日あたりの金額を転記

選挙運動期間内(※)に限ります。

比較して低い方を請求額とする

転記

表面の請求金額と同額を確認

備考 「請求金額」欄には、(イ)又は(ロ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

(公-21)

※運転手雇用契約は、運転手個人と締結してください。

選挙運動用自動車の燃料

選挙運動用自動車の燃料代の上限額

選挙運動期間中、選挙運動用自動車に要した燃料代の合計額に上限があります。

上限額 = 7,700円 × 選挙運動期間(※)

※選挙運動期間
立候補の届出の日から
選挙期日の前日まで

- ◆車両の借上費用等の場合とは異なり、1日あたりの金額に上限はありません。
- ◆公費負担対象は、選挙運動用自動車(1候補者1台に限られます。)に給油した燃料代に限られます。

請求書の記載例(選挙運動用自動車の燃料代)

請求書 (選挙運動用自動車の使用 【燃料代】)

公職選挙法施行令第109条の4第2項の規定により、
令和〇年〇月〇日 ← 選挙期日以降の日付
か確認

※選挙運動期間
立候補の届出の日から
選挙期日の前日まで

自動車登録番号を記入

契約書記載内容と同じ

は名称及び住所並びに法人
ではその代表者の氏名

所 和歌山市〇〇町〇丁目〇〇

(名称) 株式会社〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇
(記名押印又は自署)

記

- 1 請求金額 (例) 17,062 円
- 2 内訳
請求内訳書のとおり
- 3 令和〇年〇月〇日執行 参議院議員通常選挙 (和歌山県選挙区)
- 4 候補者の氏名 和歌山 太郎
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名	〇〇銀行	本支店名	〇〇支店
預金種別	① 普通 2 当座 3 別段	口座番号	〇〇〇〇〇
フリガナ 口座名	カブシキガイシャ〇〇 ダイヒョウトリシマリヤク〇〇〇〇 株式会社 〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇		

【燃料代の請求】

・ 契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので
自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲に限る。

- ・ 提出書類
- ① 請求書
 - ② 選挙運動用自動車使用証明書 (燃料)
 - ③ 確認書 (原本)
 - ④ 給油伝票 (納品書) の写し※
※給油日、給油量、車番、給油金額が記載されてい
ること。

(公-22)

請求内訳書

事業者以外の者による給油による自動車使用(場合)

選挙運動用自動車の 車登録番号又は 車番	給油日	給油量	給油金額	標準限度額	確認書に記載された額	比較して少ない方の額
和歌山〇〇わ△△△△	令和〇年〇月〇日	(例) 136	= 2,73	(例) 136	(例) 136	(例) 136
和歌山〇〇わ△△△△	令和〇年〇月〇日	(例) 136	= 2,04	(例) 136	(例) 136	(例) 136
和歌山〇〇わ△△△△	令和〇年〇月〇日	(例) 136.5円×30.00ℓ	= 4,095円	(例) 136.5円×30.00ℓ	(例) 136.5円×30.00ℓ	(例) 136.5円×30.00ℓ
和歌山〇〇わ△△△△	〇月〇日	(例) 136.5円×30.00ℓ	= 4,095円	(例) 136.5円×30.00ℓ	(例) 136.5円×30.00ℓ	(例) 136.5円×30.00ℓ
和歌山〇〇わ△△△△	〇月〇日	(例) 136.5円×30.00ℓ	= 4,095円	(例) 136.5円×30.00ℓ	(例) 136.5円×30.00ℓ	(例) 136.5円×30.00ℓ
			円× ℓ = 円			
			(例) 17,062 円	(例) 17,062 円	(例) 17,062 円	(例) 17,062 円

上限額は、選挙運動
期間の日数により算
出されます。1日当
りではありません。

選挙運動期間内
(※)に限ります。

契約書に基づく1
リットル当たりの
単価を記入

給油日、給油量、車番、給油金額
が記載された給油伝票を添付して
ください。

- 備考 1 「基準限度額」(計)欄には、確認書に記載された額の合計を記載して
2 「請求金額」欄には、(イ)の(計)欄又は(ロ)の(計)欄のうちいずれか一方

選挙運動用ポスターの作成

作成枚数・作成単価の上限(選挙運動用ポスター)

※作成枚数と作成単価の双方に上限があります。

※作成枚数・作成単価の上限はポスター掲示場数によって異なります。

<作成枚数の上限>

「選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数」× 2

<作成単価の上限>

$\{609,690\text{円} + 30\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)\} / (\text{ポスター掲示場数})$

※1円未満の端数は1円とする。

請求書の記載例（選挙運動用ポスターの作成）

請求書 (ポスターの作成)

公職選挙法施行令第110条の4第2項の規定により、次の金額の支払を

令和〇年〇月〇日 ← 選挙期日以降の日付か確認

和歌山県知事様

契約書記載内容と同じ

作成枚数と作成単価
に上限があります。

及び住所並びに法人
の代表者の氏名

和歌山市△△町〇〇番地

株式会社□□□
代表取締役 □□ □□

(記名押印又は自署)

記

- 請求金額 (例) 870,000 円
- 内訳
請求内訳書のとおり
選挙期日を記入
- 令和〇年〇月〇日執行 参議院議員通常選挙 (和歌山県選挙区)
- 候補者の氏名 和歌山 太郎
- 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名	〇〇銀行	本支店名	□□支店
預金種別	①普通 2 当座 3 別段	口座番号	(例) 1 2 3 4 5 6
フリガナ 口座名	カブシキガイシャ□□□ □□ □□ダイヒョウトリシマリヤク□□□□ 株式会社 □□□ 代表取締役 □□ □□		

- 備考 1 この請求書は、候補者から受領したポスター作成枚数確認書及びポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
2 候補者が供託物を没収された場合には、和歌山県に支払を請求することはできません。
～省略～

契約の内容 を転記

請求内訳書 (ポスターの作成)

選挙区における ポスター 掲示場数	作成金額			基準限度額			請求金額			備考
	単価 A	枚数 B	金額 A×B=C	単価 D	枚数 E	金額 D×E=F	単価 G	枚数 H	金額 G×H=I	
箇所	円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	
(例)	(例)	(例)	(例)	(例)	(例)	(例)	(例)	(例)	(例)	
4,779	145	6,000	870,000	156	6,000	936,000	145	6,000	870,000	

契約書記載内容と同じ

・単価Dは下記の計算式で算出
・枚数Eは確認書により確認された枚数

・単価Gは「AとD」を比較して少ない方を比較して少ない方
・枚数Hは「BとE」を比較して少ない方を比較して少ない方

請求書表面の請求金額と同額か確認

備考

- 「選挙区におけるポスター掲示場数」の欄には、ポスター作成証明書の「当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。
- D欄には、次により算出した額を記載してください。

$$\frac{609,690円 + 30円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価}$$
1円未満の端数は切り上げ
- E欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

(公-6)

(公-5)

選挙運動用ビラの作成

作成枚数・作成単価の上限(選挙運動用ビラ)

※ビラの作成枚数・作成単価の双方に上限があります。

※ビラ作成枚数によって作成単価の上限が決まります。

<作成枚数の上限>

11.5万枚(2種類以内)

<作成単価の上限>

◆ビラ作成枚数が50,000枚以下の場合

8円38銭／枚

◆ビラ作成枚数が50,000枚を超える場合

$\{419,000\text{円} + 5\text{円}62\text{銭} \times (\text{作成枚数} - 50,000)\} / (\text{作成枚数})$

※1銭未満の端数は1銭とする。

請求書の記載例(選挙運動用ビラの作成)

請求書 (ビラの作成)

公職選挙法施行令第109条の8において準用する第109条の7により、次の金額の支払を請求します。

令和〇年〇月〇日
和歌山県知事様

選挙期日以降の日付か
確認

作成枚数と作成単価
に上限があります。

契約書記載内容と同じ

名称及び住所並びに法人
はその代表者の氏名
所 和歌山市△△町〇〇番地
名称) 株式会社□□□
代表取締役 □□ □□
(記名押印又は自署)

記

- 請求金額 (例) 350,000円
- 内訳
請求内訳書のとおり
- 令和〇年〇月〇日執行 参議院議員通常選挙 (和歌山県選挙区)
選挙期日を記入
- 候補者の氏名 和歌山 太郎
- 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名	〇〇銀行	本支店名	□□支店
預金種別	①普通 2 当座 3 別段	口座番号	(例) 1 2 3 4 5 6
フリガナ 口座名	カブシキガイシャ□□□ □□ □□ 株式会社 □□□ □□ □□ ダイヒョウトリシマリヤク□□□□ 代表取締役 □□ □□		

【ビラ請求の提出書類】

①請求書+②ビラ作成枚数確認書+③ビラ作成証明書+④ビラの見本 (2種類の場合は各1枚)

契約書の内 容を転記

請求内訳書 (ビラの作成)

作成金額			基準限度額			請求金額			備考
単価 A	枚数 B	金額 A×B=C	単価 D	枚数 E	金額 D×E=F	単価 G	枚数 H	金額 G×H=I	
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	
(例)	5	70,000	(例)	7.60	532,000	(例)	5	350,000	

契約書記載内容に同
じ

・単価Dは下記の計算
式で算出
・枚数Eは確認書によ
り確認された枚数

・単価Gは「AとD」
を比較して少ない方
・枚数Hは「BとE」
を比較して少ない方

請求書表面の請求金額と
同額か確認

備考

- D欄には、次により算出した額を記載してください。
(イ) 確認書により確認された作成枚数が50,000枚以下の場合 8円38銭
(ロ) 確認書により確認された作成枚数が50,000枚を超える場合
$$\frac{419,000円 + 5円62銭 \times (\text{当該枚数} - 50,000)}{\text{当該作成枚数}} \dots\dots (1銭未満の端数は切上げ)$$
- E欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

選挙運動用通常葉書の 作成・郵送

作成枚数・作成単価の上限(選挙運動用通常葉書)

※葉書の作成枚数・作成単価の双方に上限があります。

<作成枚数の上限>

3.75万枚

<作成単価の上限>

◆葉書作成枚数が35,000枚以下の場合

8円62銭／枚

◆葉書作成枚数が35,000枚を超える場合

$\{301,700\text{円} + 7\text{円}46\text{銭} \times (\text{作成枚数} - 35,000)\} / (\text{作成枚数})$

※1銭未満の端数は1銭とする。

請求書の記載例(選挙運動用通常葉書の作成)

請求書 (通常葉書の作成)

公職選挙法施行令第109条の7第2項の規定により、次の金額の支払を請

令和〇年〇月〇日

選挙期日以降の日付か
確認

作成枚数と作成単価
に上限があります。

契約書記載内容と同じ

称及び住所並びに法人
その代表者の氏名

所 和歌山市△△町〇〇番地

名称) 株式会社□□□
代表取締役 □□ □□
(記名押印又は自署)

記

- 請求金額 (例) 180,000円
- 内訳
請求内訳書のとおり
- 令和〇年〇月〇日執行 参議院議員通常選挙 (和歌山県選挙区)
- 候補者の氏名 和歌山 太郎
- 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名	〇〇銀行	本支店名	□□支店
預金種別	① 普通 2 当座 3 別段	口座番号	(例) 1 2 3 4 5 6
フリガナ 口座名	カブシキガイシャ□□□ □□ダイヒョウトリシマリヤク□□□□ 株式会社 □□□ 代表取締役 □□ □□		

- 備考 1 この請求書は、候補者から受領した通常葉書作成枚数確認書及び通常葉書作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
2 候補者が供託物を没収された場合には、和歌山県に支払を請求することはできません。～省略～ (公-34)

契約書の内 内容を転記

請求内訳書 (通常葉書の作成)

作成金額			基準限度額			請求金額			備考
単価 A	枚数 B	金額 A×B=C	単価 D	枚数 E	金額 D×E=F	単価 G	枚数 H	金額 G×H=I	
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	
(例)	(例)	(例)	(例)	(例)	(例)	(例)	(例)	(例)	
5	36,000	180,000	8.59	36,000	309,240	5	36,000	180,000	

契約書記載内容に同
じ

- 単価Gは「AとD」を比較して少ない方
- 枚数Hは「BとE」を比較して少ない方

請求書表面の請求金額と
同額か確認

備考

- D欄には、次により算出した額を記載してください。
(1) 確認書により確認された枚数が35,000枚以下の場合 8円62銭
(2) 確認書により確認された枚数が35,000枚を超える場合

$$\frac{301,700円 + 7円46銭 \times (\text{当該作成枚数} - 35,000)}{\text{当該作成枚数}} \dots 1\text{銭未満の端数は切り上げ}$$

- E欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

通常葉書の郵送

※候補者は、通常葉書を無料で郵送できます。

候補者1人につき頒布できる枚数の上限は、3.75万枚です。

◆通常葉書は郵便物配達事務を扱う郵便局の窓口で発送してください。
その際は、選挙運動用通常葉書差出票を添えてください。

◆選挙運動用通常葉書差出票は、立候補の際に交付されます。

◆路上で選挙人に手渡すことはできません。

立札及び看板の類の作成

作成枚数・作成単価の上限(立札・看板の類)

<作成枚数の上限>

- ◆選挙事務所の立札及び看板の類 ……3枚
- ◆選挙運動用自動車に取り付ける立札及び看板の類 ……4枚
- ◆個人演説会場の立札及び看板の類 ……5枚

<作成単価の上限>

- ◆選挙事務所の立札及び看板の類 ……61,379円
- ◆選挙運動用自動車に取り付ける立札及び看板の類 ……58,114円
- ◆個人演説会場の立札及び看板の類 ……44,403円

請求書の記載例(立札及び看板の類)

請求書 (選挙事務所用立札・看板の作成)

公職選挙法施行令第110条の2第2項の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和〇年〇月〇日 ← 選挙期日以降の日付か確認

和歌山県知事 様

作成枚数と作成単価
に上限があります。

契約書記載内容と同じ

氏及び住所並びに法人
その代表者の氏名
所 和歌山市△△町〇〇番地
株式会社□□□□
代表取締役 □□ □□
(記名押印又は自署)

記

- 請求金額 (例) 150,000円
- 内訳
請求内訳書のとおり
選挙期日を記入
- 令和〇年〇月〇日執行 参議院議員通常選挙 (和歌山県選挙区)
- 候補者の氏名 和歌山 太郎
- 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名	〇〇銀行	本支店名	□□支店
預金種別	① 普通 2 当座 3 別段	口座番号	(例) 1 2 3 4 5 6
フリガナ 口座名	カブシキガイシャ□□□□ ダイヒョウトリシマリヤク□□□□ 株式会社 □□□□ 代表取締役 □□ □□		

- 備考 1 この請求書は、候補者から受領した選挙事務所用立札・看板作成数確認書及び選挙事務所用立札・看板作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、和歌山県に支払を請求することはできません。～省略～ (公-40)

「自動車等取付用」及び「個人演説会場用」については、本記入例を参考にしてください。

契約書の内容 内容を転記

請求内訳書 (選挙事務所用立札・看板の作成)

作成金額			基準限度額			請求金額			備考
単価 A	数 B	金額 A×B=C	単価 D	数 E	金額 D×E=F	単価 G	数 H	金額 G×H=I	
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	
(例)	(例)	(例)		(例)	(例)	(例)	(例)	(例)	
50,000	3	150,000	61,379	3	184,137	50,000	3	150,000	

契約書記載内容と同じ

・数Eは確認書により確認された作成数

・単価Gは「AとD」を比較して少ない方
・数Hは「BとE」を比較して少ない方

請求書表面の請求金額と同額か確認

備考

- E欄には、確認書により確認された作成数を記載してください。

「選挙運動用自動車に取り付ける立札及び看板」及び「個人演説会場の立札及び看板」の請求書は、この記載例を参考に作成してください。

政見の録音又は録画

録音又は録画・複製の上限(政見の録音又は録画)

<録音等公営限度額>

◆録音の場合 一種類につき 226,000円

◆録画の場合 一種類につき 2,873,000円

<複製公営限度額>

◆録音の場合 複製一本につき 2,000円

◆録画の場合 複製一本につき 34,000円

請求書の記載例(政見の録音又は録画)

請
(政見放
公職選挙法施行令第111条の5第
す。
令和○年○月○日
和歌山県知事 様

録音・録画単価並びに複製数及び複製金額は、契約書の内容を転記

上限単価を記入

契約書記載内容と同じ
氏名又は名称及び住所並びに法人
にあってはその代表者の氏名
住 所 和歌山市△△町○○番地
氏名(名称) 株式会社□□□
代表取締役 □□ □□
(記名押印又は自署)

録音単価 (A)	録音基準 限度額 (B)	複製数 (C)	複製金額 (D)	複製基準 限度額 (D)	請 求 金 額			備 考
					録音に要した金額 (E)	複製に要した金額 (F)	計 (E)+(F)=(G)	
円 (例) 162,000	円 (例) 226,000	(例) 2	円 (例) 4,000	円 (例) 4,000	円 (例) 162,000	円 (例) 4,000	円 (例) 166,000	

- 備考
- (D) 欄には、総務大臣が政見の放送のために必要な複製に要する金額として複製数に応じて定める金額を記載してください。
 - (E) 欄には、(A) 欄と (B) 欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
 - (F) 欄には、(C) 欄と (D) 欄とを比較して少ない方の額を記載してください。

合計を転記

記
1 請求金額 (例) 2,785,000 円
2 内訳
請求内訳書のとおり
3 令和○年○月○日執行 参議院議員通常選挙 (和歌山県)
4 候補者の氏名 和歌山 太郎

録画単価 (A)	録画基準 限度額 (B)	複製数 (C)	複製金額 (D)	複製基準 限度額 (D)	請 求 金 額			備 考
					録画に要した金額 (E)	複製に要した金額 (F)	計 (E)+(F)=(G)	
円 (例) 2,532,600	円 (例) 2,873,000	(例) 4	円 (例) 86,400	円 (例) 136,000	円 (例) 2,532,600	円 (例) 86,400	円 (例) 2,619,000	

- 備考
- (D) 欄には、総務大臣が政見の放送のために必要な複製に要する金額として複製数に応じて定める金額を記載してください。
 - (E) 欄には、(A) 欄と (B) 欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
 - (F) 欄には、(C) 欄と (D) 欄とを比較して少ない方の額を記載してください。

録音と同様に請求金額を計算

録音・録画単価並びに複製数及び複製金額は、契約書記載内容と同じ

- ・Eは「AとB」を比較して少ない方
- ・Fは「CとD」を比較して少ない方

録音業者と録画業者が異なる場合は、この記載例を参考に別々に作成してください。

備考
1 この請求書は、候補者から受領した政見放送用録音・録画証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
～省略～

請求書表面の請求金額と録音・録画の請求金額の合計が同額が確認

問い合わせ先

所属名	電話番号
県選挙管理委員会事務局 (県庁 市町村課 振興班)	073-432-4111(代表) 073-441-2191(直通)
県選挙管理委員会 海草分局 (海草振興局 総務県民課 総務グループ)	073-432-4111(代表) 073-441-3477(直通)
県選挙管理委員会 那賀分局 (那賀振興局 総務県民課 総務グループ)	0736-63-0100(代表) 0736-61-0137(直通)
県選挙管理委員会 伊都分局 (伊都振興局 総務県民課 総務グループ)	0736-34-1700(代表) 0736-33-5004(直通)
県選挙管理委員会 有田分局 (有田振興局 総務県民課 総務グループ)	0737-63-4111(代表) 0737-64-1255(直通)
県選挙管理委員会 日高分局 (日高振興局 総務県民課 総務グループ)	0738-22-3111(代表) 0738-24-2904(直通)
県選挙管理委員会 西牟婁分局 (西牟婁振興局 総務県民課 総務グループ)	0739-22-1200(代表) 0739-26-7906(直通)
県選挙管理委員会 東牟婁分局 (東牟婁振興局 総務県民課 総務グループ)	0735-22-8551(代表) 0735-21-9606(直通)

県選挙管理委員会ホームページアドレス

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/010600/wsenkan/wsenkan.html>